児童手当手続きに係るフローチャート　下記により必要書類をご確認のうえ手続きをお願いします。

公務員の方は勤務先での手続きとなります。手続き方法等勤務先にご確認ください。

1　現在、児童手当・特例給付を受給していますか

→ いいえ → 児童手当認定請求書の提出が必要です

は い ↓

2　高校生年代までの児童の他に、その児童の兄姉等（18 歳年度末を経過後 22 歳年度末まで）を養育していますか

→ いいえ → 提出（手続き）不要です

は い ↓

3　上記2の子を含めて養育している児童は3人以上いますか

→ いいえ → 提出（手続き）不要です

は い ↓

児童手当額改定認定請求書の提出が必要です

① **児童手当額改定認定請求書**

②（18 歳年度末以降 22 歳年度末までの兄姉等）
監護相当・生計費の負担についての確認書
※兄姉等について、同居児童以外で就労している場合や婚姻している場合、続柄が子以外の場合は、養育状況等確認できる書類（送金記録の写し・健康保険証他）を提出ください。

③（高校生年代児童で支給要件児童として認定していない別居監護児童がいる場合）**別居監護申立書**

提出（手続き）不要です

（注）高校生年代児童を養育する方で支給要件児童として認定されていない児童がいる場合は左記手続きが必要です。（同居してない高校生年代の子がいる場合はご注意ください）

児童手当認定請求書の提出が必要です

●高校生年代までの児童のみを養育している方

① 児童手当認定請求書

②（別居監護児童がいる場合）
別居監護申立書

③（3歳未満の児童がいる場合）請求者の健康保険証の写し

④ 請求者名義の預金通帳等振込先の確認できるものの写し

●高校生年代までの児童を養育しており、その児童の兄姉等（18 歳年度末以降 22 歳年度末まで）を養育している方

① 児童手当認定請求書

②（別居監護児童がいる場合）
別居監護申立書

③（18 歳年度末以降 22 歳年度末までの兄姉等）
監護相当・生計費の負担についての確認書
※兄姉等について、同居児童以外で就労している場合や婚姻している場合、続柄が子以外の場合は、養育状況等確認できる書類（送金記録の写し・健康保険証他）を提出ください。

④（3歳未満の児童がいる場合）請求者の健康保険証の写し

⑤ 請求者名義の預金通帳等振込先の確認できるものの写し